

令和 7 年度 舗装長寿命化事業 舗装構造調査業務委託 市道西部 1 号線
特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、伊那市発注の「令和 7 年度 舗装長寿命化事業 舗装構造調査業務委託 市道西部 1 号線」の履行に適用する。

第 2 条 業務管理

受託者は委託契約書、設計図書、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規を遵守し、監督員の指示を受け正確に施行しなければならない。

第 3 条 履行期間

本委託の履行期間は、契約書に定めた期日とする。

第 4 条 秘密の保持

受託者は、業務内容及びその成果を委託者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

第 5 条 資料の貸与

受託者は契約遂行に必要な関係書類の貸与を委託者に申し出ることができる。

第 6 条 関係官庁等の手続き等

調査履行のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、受託者の責任において迅速に処理すること。

第 7 条 交通安全管理

本業務の履行にあたっては交通状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。本調査に起因して第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置するものとする。

第2章 FWD調査業務

第8条 業務目的

本業務は、別添「FWD調査業務 特記仕様書」のとおりであり、これに基づき業務を行うこと。

第9条 業務箇所

本業務において、別添位置図に示される地点での調査を予定しているが、変更する場合がある。

第10条 計画及び準備

本業務の目的及び内容を十分理解した上で、業務の位置づけ、基本方針、実施項目と実施内容、実施工程等を取りまとめた業務計画書を作成する。

第11条 打合せ協議

本業務の実施にあたって、受託者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。打合せは、業務着手時、成果品納入時の2回行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。なお、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が出席するものとする。

FWD調査業務 特記仕様書

1 調査の目的

本調査はFWDによる舗装構造の詳細調査を行い、市管理道路の既設舗装の健全度、舗装補修工法等について検討する基礎資料を作成することを目的としている。

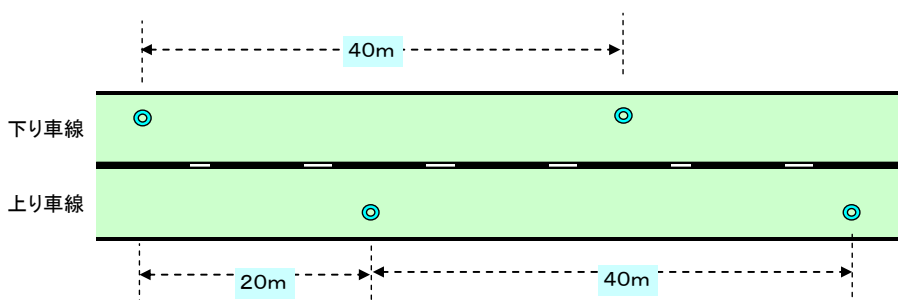
2 業務箇所 伊那市 西春近 諏訪形区他

3 業務内容 FWD調査 N=78 測点

4 測定方法

片側1車線（合計2車線）道路で、調査延長は1.56kmとする。

なお、FWD調査の測点は、片側1車線40m間隔で2車線に千鳥状に配置し、測点数は78測点を想定している。（下図参照）



5 調査内容

5-1 舗装のたわみ量測定

- ① 詳細な測定区間及び地点は、監督員と協議し決定する。
- ② 測定回数は、1地点4回とする。調査地点におけるたわみ量ならびに載荷重は、最初の1回目のデータは破棄し、2回目以降のデータの平均を採用する。
- ③ たわみ量測定に用いる載荷重は49kN（5tf）を標準とする。
- ④ 測定項目は、測定日時、測定情報（路線名、車線、位置、距離）、載荷重、外気温度、路面温度及びたわみ量とする。
- ⑤ 測定結果は即時確認し、異常のある場合は再度測定すること。
- ⑥ FWD装置は、「舗装試験法便覧（日本道路協会編）」に示されている条件を満たすものとする。
- ⑦ 路面に発生するたわみ量は、路面に与えた“衝撃荷重”および“舗装体の温度”の影響を受けることにより、「舗装性能評価表（日本道路協会編）」に基づき、荷重補正と温度補正を行う。

5-2 舗装構成の確認

- ① 既設舗装断面は、試掘調査により確認する。

② 試掘場所は、監督員と協議のうえ決定する。

6 調査結果の解析

調査結果に基づき、現況の舗装構造の評価を行う。

評価方法は下記による。

- ① 調査結果からたわみ横断図を作成する。
- ② 「活用しよう！FWD（道路保全センター編）」などに基づき既設舗装の健全度を評価する。
- ③ 路床のC B Rを推定する。
- ④ 舗装体の残存等値換算厚を推定する。
- ⑤ アスファルト層は、計測した路面温度から 20℃に補正したたわみ量より、弾性係数を推定し評価する。

7 舗装補修断面の検討

- ① 「活用しよう！FWD（道路保全センター編）」、「舗装設計便覧（日本道路協会編）」等に基づき、現場の状況を踏まえて、舗装補修工法（案）および補修断面（案）の検討を行う。
- ② 舗装構成の決定にあたっては、必ず県単価を用いて経済比較を実施すること。

8 成果品

- ① 調査結果および分析結果、検討結果を報告書にまとめること。
- ② 現場状況写真を提出すること。
- ③ その他、本業務に関する資料などの提出すること。
- ④ 電子データを提出すること。

9 その他

- ① 独立行政法人土木研究所における舗装たわみ測定装置（FWD）検定認定車両を用いること。
- ② 疑義が生じた場合は監督員と協議すること。